

札幌第6041号
平成25年(2013年)3月29日

市内障害福祉サービス等事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長 高橋 みゆき

障害者総合支援法の施行に伴う難病の方へのサービス提供等について（依頼）

平素より、札幌市の障がい福祉行政に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月より、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されます。

この改正の趣旨としては、障がい者（児）の範囲に国が定める130疾患に該当する難病の方を加え、身体障害者手帳等の有無に関わらず、制度の谷間のない支援を実現することを目的としたものです（児童福祉法も同様に改正）。

これをふまえ、札幌市としても、広報さっぽろ3月号への記事掲載をはじめ、患者団体への説明会や医療機関に対する協力依頼などを行っており、新たに障害福祉サービス等の対象となる方への制度周知してきたところです。

貴事業所におかれましては、法の趣旨に鑑み、さまざまな難病の特性について理解のうえ、難病の方に対して積極的なサービス提供に努めていただくとともに、運営規程の変更等の必要な手続きを行っていただくようお願いします。

記

1 難病の方のサービス利用について

(1) 対象者

全身性エリテマトーデスや重症筋無力症、パーキンソン病など、国が指定する130疾患に該当する方（別紙1をご参照ください）。

※ 介護保険制度の対象となる方は、これまでどおり介護保険のサービスが優先されます。

(2) 対象となるサービスの種類

ア 障害福祉サービス

イ 障害児通所支援

ウ 計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

※ 上記のほか、補装具費や日常生活用具の給付についても対象となります。

(3) 利用手続き

申請窓口は区役所保健福祉課となります。区では、特定疾患医療受給者証や診断書などにより疾患名をし、心身の状況などをふまえたうえで支給決定を行います。

※ 詳しくは各区保健福祉課にお問い合わせください。

※ 交付される障害福祉サービス受給者証の「障害種別」欄には、「4」（難病）が記載されます。

2 運営規程等について

(1) 主たる対象とする障がいの種類

事業の主たる対象とする障がいの種類を定めている事業所につきましては、「難病等対象者」を加えるなど、難病の方へのサービス提供について必要な措置を講じてください。

(2) 法律名称の変更

「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へ改正されることに伴い、運営規程、利用者負担額通知、利用契約書及び重要事項説明書などに記載する法律名称についても変更が必要となります。

なお、変更内容が法律名称のみである場合については、変更届の提出は不要とします。

3 ヘルパー研修について

札幌市保健所では、難病の方に対する必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図ることを目的に「難病患者等ホームヘルパー養成研修」を年1回実施しております。

平成25年度の研修日程につきましては、後日お知らせしますので、積極的にご活用ください。

4 その他連絡事項

障害者総合支援法の概要等につきましては、本市ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

URL:http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/1-1_kaiseihoan.html

5 関係資料等

(1) 対象疾患一覧表 …… [別紙1]

(2) 障害者等の範囲に難病等を追加することに伴う留意事項について…… [別紙2]

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課運営指導係、給付管理係
TEL 011-211-2938 FAX 011-218-5181
E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp

障害者総合支援法の対象となる 130 疾患

(障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める疾患)

1	I g A 腎症	34	原発性側索硬化症	67	成人スチル病	100	嚢胞性線維症
2	亜急性硬化性全脳炎	35	原発性胆汁性肝硬変	68	脊髄空洞症	101	パーキンソン病
3	アジソン病	36	原発性免疫不全症候群	69	脊髄小脳変性症	102	バージャー病
4	アミロイド症	37	硬化性萎縮性苔癬	70	脊髄性筋萎縮症	103	肺動脈性肺高血圧症
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	38	好酸球性筋膜炎	71	全身性エリテマトーデス	104	肺泡低換気症候群
6	ウェゲナー肉芽腫症	39	後縦靭帯骨化症	72	先端巨大症	105	バット・キアリ症候群
7	H T L V - 1 関連脊髄症	40	拘束型心筋症	73	先天性 Q T 延長症候群	106	ハンチントン病
8	A D H 不適合分泌症候群	41	広範脊柱管狭窄症	74	先天性魚鱗癬様紅皮症	107	汎発性特発性骨増殖症
9	黄色靭帯骨化症	42	高プロラクチン血症	75	先天性副腎皮質酵素欠損症	108	肥大型心筋症
10	潰瘍性大腸炎	43	抗リン脂質抗体症候群	76	側頭動脈炎	109	ビタミン D 依存症二型
11	下垂体前葉機能低下症	44	骨髄異形成症候群	77	大動脈炎症候群	110	皮膚筋炎
12	加齢性黄斑変性症	45	骨髄線維症	78	大脳皮質基底核変性症	111	びまん性汎細気管支炎
13	肝外門脈閉塞症	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	79	多系統萎縮症	112	肥満低換気症候群
14	関節リウマチ	47	混合性結合組織病	80	多巣性運動ニューロパチー	113	表皮水疱症
15	肝内結石症	48	再生不良性貧血	81	多発筋炎	114	フィッシャー症候群
16	偽性低アルドステロン症	49	サルコイドーシス	82	多発性硬化症	115	プリオン病
17	偽性副甲状腺機能低下症	50	シェーグレン症候群	83	多発性嚢胞腎	116	ベーチェット病
18	球脊髄性筋萎縮症	51	色素性乾皮症	84	遅発性内リンパ水腫	117	ペルオキシソーム病
19	急速進行性糸球体腎炎	52	自己免疫性肝炎	85	中枢性尿崩症	118	発作性夜間ヘモグロビン尿症
20	強皮症	53	自己免疫性溶血性貧血	86	中毒性表皮壊死症	119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
21	ギラン・バレ症候群	54	視神経症	87	T S H 産生下垂体腺腫	120	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
22	筋萎縮性側索硬化症	55	若年性肺気腫	88	T S H 受容体異常症	121	慢性膵炎
23	クッシング病	56	重症急性膵炎	89	天疱瘡	122	ミトコンドリア病
24	グルココルチコイド抵抗症	57	重症筋無力症	90	特発性拡張型心筋症	123	メニエール病
25	クロウ・深瀬症候群	58	神経性過食症	91	特発性間質性肺炎	124	網膜色素変性症
26	クローン病	59	神経性食欲不振症	92	特発性血小板減少性紫斑病	125	もやもや病
27	劇症肝炎	60	神経線維腫症	93	特発性血栓症	126	有棘赤血球舞蹈病
28	結節性硬化症	61	進行性核上性麻痺	94	特発性大腿骨頭壊死	127	ランゲルハンス細胞組織球症
29	結節性動脈周囲炎	62	進行性骨化性線維形成異常症	95	特発性門脈亢進症	128	リソソーム病
30	血栓性血小板減少性紫斑病	63	進行性多巣性白質脳症	96	特発性両側性感音難聴	129	リンパ管筋腫症
31	原発性アルドステロン症	64	スティーヴンス・ジョンソン症候群	97	突発性難聴	130	レフェトフ症候群
32	原発性硬化性胆管炎	65	スモン	98	難治性ネフローゼ症候群		
33	原発性高脂血症	66	正常圧水頭症	99	膿疱性乾癬		

事 務 連 絡
平成25年3月6日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害者等の範囲に難病等を追加することに伴う留意事項について

日頃より障害保健福祉行政の推進につきまして、多大なる御尽力を賜り、心より敬意を表します。

平成25年4月1日施行の障害者総合支援法において、障害者等の定義に新たに「難病等」が追加されることに伴い、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等（以下「事業所等」という。）について、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第31条等による事業等の運営についての重要事項に関する運営規程（以下「運営規程」という。）において事業等の主たる対象とする障害の種類に、「難病等対象者」を掲げることが新たに可能となったところですが、これに当たったの留意事項等をまとめましたので、都道府県等におかれましては、管内事業所等に対し、下記の内容について周知徹底等をお願いいたします。

記

1. 「主たる対象とする障害の種類」に係る留意事項

- (1) 従来、難病患者等居宅生活支援事業における難病患者等ホームヘルプサービス事業及び難病患者等短期入所事業を実施している事業所は必要に応じて、運営規程において主たる対象とする障害の種類に「難病等対象者」を掲げて頂き、今まで当該事業を利用していた利用者が継続して支援を受けられるよう必要な措置を講じて頂きたいこと。
- (2) 従来、難病患者等居宅生活支援事業を実施していなかった事業所等についても、障害者総合支援法の趣旨に鑑み、難病等対象者も利用対象とすることが望ましいことから、運営規程において主たる対象とする障害の種類に「難病等対象者」を掲げる等、必要な措置を講じて頂きたいこと。

- (3) 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の第三の三の(3)の「提供拒否の禁止」において、サービスの提供を拒むことができる正当な理由の一つに、「主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合」を掲げているところである。しかしながら、運営規程において、主たる対象とする障害に「難病等対象者」を掲げていない事業所等についても、元来、筋萎縮性側帯硬化症(ALS)等の重い難病の症状を持つ患者については、身体障害者手帳を取得し、「身体障害」として支援を受けていた者が一定程度見られること等から、「難病等対象者」である理由のみをもって、一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意されたいこと。また、当該事業所等に対し、難病等対象者から利用申込みがあった場合には、これらの者の状態像に鑑み、難病等に伴う身体障害、知的障害、精神障害の有無等を十分に勘案の上、難病等である理由のみをもって利用を拒むことのないよう、取り計らわれたいこと。
- なお、基準省令第11条等の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な居宅介護等を提供することが困難である場合は、同令第13条等により、適切な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる必要があるので、注意されたいこと。

2. 難病患者等ホームヘルパー養成研修等の活用

難病等対象者に対して居宅介護等を提供するに当たって、難病等対象者に関する知識や援助技術等の習得を必要とする場合は、厚生労働省健康局の補助により都道府県・指定都市が実施する難病患者等ホームヘルパー養成研修の受講や、難病情報センターによる国の難病対策、病気の解説等関連情報の閲覧が可能であるので、事業所等に対し、積極的に活用頂くよう周知願いたいこと。

(参考)

難病情報センター <http://www.nanbyou.or.jp>

【担当】

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
福祉サービス係

TEL 03-5253-1111 (内線3091)

FAX 03-3591-8914